

第43期秋田県労働委員会委員平泉哲也の辞任に伴い、補欠委員を任命するため、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定に基づき、次のとおり秋田県労働委員会委員候補者の推薦を求める。

令和元年10月11日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 推薦対象

第43期秋田県労働委員会の労働者委員1人

2 推薦資格

秋田県の区域内のみに組織を有する労働組合

3 被推薦者となることができない者

(1) 労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第6項において準用する同法第19条の4第1項の規定に該当する者

(2) 国会法（昭和22年法律第79号）第39条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第6条その他の法令の規定により、都道府県労働委員会の委員との兼職を禁止されている者

4 推薦期間

令和元年10月11日（金）から令和元年11月12日（火）まで

5 推薦方法

推薦書に労働組合法施行令第21条第3項の規定による証明書を添えて、秋田県産業労働部雇用労働政策課へ提出すること。

なお、労働組合の推薦書に添える証明書の交付に当たっては、資格審査が必要になるため、令和元年10月25日（金）までに秋田県労働委員会事務局（電話番号018-860-3282）へ申請すること。

6 その他

関係書類、手続その他不明な点は、秋田県産業労働部雇用労働政策課（電話番号018-860-2334）へ問い合わせること。